

野田市私立保育所等保育事業補助金
交付規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第24号

野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部を改正する規則

(野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部改正)

第1条 野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則(平成18年野田市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表一時預かり事業の項中「年額2,676,000円」を「年額2,679,000円」に、「2,676,000円/年間延べ利用児童数」を「1,600,000円/年間延べ利用児童数」に改め、同表保育士配置改善事業(保育所及び幼保連携型認定こども園の保育部分に限る。)の項中「168,900円×12月」を「168,900円×16.3月」

「
に改め、同表の付表1の1時間の項中 1,665,000円 を
」

「
1,667,000円 に改め、同表の付表1の2時間から3時間
」

「
の項中 2,617,000円 を 2,640,000円 に
」

改め、同表の付表1の4時間から5時間の項中

「
5,491,000円 を 5,510,000円 に改め、
」

「
同表の付表1の6時間以上の項中 6,465,000円 を
」

「
6, 485, 000円」に改め、同表の付表2の1時間の項中
」
「
1, 532, 000円」を「1, 533, 000円」に改め、
」
「
同表の付表2の2時間の項中 2, 408, 000円」を
」
「
2, 428, 000円」に改め、同表の付表3の1時間の項中
」
「
1, 336, 000円」を「1, 338, 000円」に改め、
」
「
同表の付表3の2時間の項中 1, 656, 000円」を
」
「
1, 662, 000円」に改める。
」

第2条 野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

別表病児保育事業（体調不良児対応型）の項中「4, 499, 000円」を「4, 492, 000円」に、「2, 249, 000円」を「2, 246, 000円」に改め、同表保育士配置改善事業（保育所及び幼保連携型認定こども園の保育部分に限る。）の項中「16. 45月」を「16. 3月」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。